

平成29年5月22日  
国土交通省九州地方整備局  
遠賀川河川事務所

## 流域の市町村長が一堂に会し、これからの出水期に備えます。 ～遠賀川水防災意識社会構築推進協議会等の開催～

H28年5月に設立した、遠賀川流域内の21自治体、県、気象台及び遠賀川河川事務所から構成される「遠賀川水防災意識社会構築推進協議会」を開催し、1年間の大規模水害に備える取組の進捗状況等を確認します。その中で、流域の市町からも、取組事例の報告（発表）を行います。

また、毎年、出水期前に行っている「遠賀川水防連絡会」もあわせて開催し、関係機関が連携して、これからの出水期に備えます。

1. 日 時：平成29年5月29日（月）

①遠賀川水防災意識社会構築推進協議会 14時00分～15時00分

②遠賀川水防連絡会 15時15分～16時15分

2. 場 所：遠賀川地域防災施設「遠賀川水辺館」2F会議室

（直方市溝堀1丁目1-1 国土交通省遠賀川河川事務所隣）

3. 取 材：会議は、すべて公開とします。テレビカメラ等による撮影は、意見交換の妨げにならないようにご配慮願います。

4. 出席予定者及び議事次第等：別紙-1を参照願います。

### 【問合せ先】

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所  
福岡県直方市溝堀1丁目1-1 電話：0949-22-1830（代表）  
技術副所長 三浦 錠二（内線205）  
防災情報課長 小野 朋次（内線281）

【同時発表記者クラブ】■北九州地区、■直方地区、■飯塚地区、■田川地区

## ①遠賀川水防災意識社会構築推進協議会 第3回協議会

遠賀川水防災意識社会構築推進協議会は、流域内の21自治体、県、气象台及び遠賀川河川事務所で平成28年5月に設立し、同年8月には、概ね5年間で大規模水害に備える取組を「遠賀川の減災に係る取組方針」としてとりまとめました。今回の第3回協議会では、協議会の設立から1年が経ち、取組の進捗状況を確認するものです。その中で、代表の市町より、取組内容の報告（発表）も行います。

また、水防法の改定に伴う協議会の法定化や、対象河川を遠賀川流域に加え二級河川まで拡大するなど、協議会の名称の変更を含む、規約の改定についても議論を行います。

尚、協議会の開催には、遠賀川流域沿川の21市町村長が出席予定です。

- 1) 出席予定者：遠賀川水系沿川市町村（7市13町1村）※  
福岡県（総務部、県土整備部、県土整備事務所）  
福岡管区气象台、遠賀川河川事務所

※北九州市、直方市、飯塚市、田川市、中間市、宮若市、嘉麻市、芦屋町、水巻町  
岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町  
大任町、福智町、赤村（記載順は、市町村コード順）

- 2) 議事次第(案)： 1) 協議会規約の改定について  
2) 減災に係る取組状況について

## ②遠賀川水防連絡会

水防連絡会は、毎年、出水期を前に、遠賀川水系における水防活動に関係する各機関の相互間において、水防活動に関する迅速かつ的確な情報連絡、協力体制の確認、効果的な水防活動の確立をはかり、水害を防止または軽減することを目的として開催します。

- 1) 出席予定者：遠賀川水系流域市町（7市12町水防管理団体※、消防本部）  
福岡県（総務部、県土整備部、県土整備事務所）  
陸上自衛隊第4師団、遠賀川河川事務所

※①の会議に引き続き、関係する19市町村長が出席予定。

- 2) 議事次第(案)： (1) 水防情報の伝達について  
(2) 平成29年度 重要水防箇所について  
(3) 遠賀川合同巡視について  
(4) 遠賀川の防災に関する情報提供